

令和 8 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 7 月 3 1 日一部改正)

市場単価及び土木工事標準単価の適用時期について（お知らせ）

大阪府都市整備部（住宅建築局のぞく）において、土木工事の積算に使用する「市場単価」及び「土木工事標準単価」の適用時期について、以下のとおりとします。

※令和 8 年度の積算基準書改定時期の変更に伴い、一部改正します。

1 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日単価適用以降の設計書

2 単価適用（改定）時期

積算時	市場単価・土木工事標準 単価の適用	適用
4 月 1 日～6 月 30 日	春号（4 月号）	※一部を除き改定
7 月 1 日～8 月 31 日	夏号（7 月号）	※一部を除き改定
9 月 1 日～9 月 30 日	夏号（7 月号）	全面改定 （基準書改定を行った場合）
10 月 1 日～12 月 31 日	秋号（10 月号）	全面改定
1 月 1 日～3 月 31 日	冬号（1 月号）	全面改定

注）「※一部を除き改定」における「一部」とは、春号（4 月号）及び夏号（7 月号）発刊において積算基準書に関わる部分が改定され、適用条件、補正係数などが変更もしくは廃止となったものである。このため、積算基準改定を行うまで、市場単価及び土木工事標準単価は表のとおりで、適用条件、補正係数などの改定は行わないものとする。

問い合わせ先

都市整備部 事業調整室 技術管理課

T e l 06-6941-0351 （内線 2962）